

兵庫県水上オートバイ対策に関する連絡調整会議 設置要綱

(目的)

第1条 本県の水上オートバイによる危険行為等に関する対策を推進するため、「兵庫県水上オートバイ対策に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 水上オートバイ利用に係るひょうごの安全な海づくりに関すること
- 2 条例、自主ルール等に関すること
- 3 啓発・パトロール活動等の強化に関すること
- 4 優良ユーザーの拡大に関すること
- 5 その他、水上オートバイによる危険行為等に関する対策に関すること

(組織)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる構成員及びオブザーバーで組織する。

- 2 会長は兵庫県土木部次長とする。
- 3 会長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の者を臨時にオブザーバーとすることができる。

(連絡調整会議の開催)

第4条 連絡調整会議は会長が招集し、主催する。

- 2 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 事務局は、土木部港湾課に置く。

- 2 事務局長は港湾企画官とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は令和4年6月2日から施行する。

(別表) 兵庫県水上オートバイ対策に関する連絡調整会議 構成員

1 構成員

民間	(特非)パーソナルウォータークラフト安全協会 会長	竹長 潤	
	(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 近畿事務所 主幹	永井 英範	
	(公財)マリンスポーツ財団 参事	岡田 一博	
	(一社)日本ジェットスポーツ協会 代表理事	柚木 誠	
	兵庫県水上バイク安全対策協議会 会長	斉藤 智祐	
	兵庫県漁業協同組合連合会 指導部 課長	北村 伸也	
国	国土交通省 神戸運輸監理部 海事振興部 船舶産業課長	山地 智文	
	海上安全環境部 船舶労働環境・海技資格課長	小南 誠	
	海上保安庁 第五管区海上保安本部 交通部 安全対策課長	北野 隆志	
	海上保安庁 第八管区海上保安本部 交通部 安全対策課長	牛崎 泰成	
市町	神戸市 港湾局 港湾計画課 課長	門 誠治	
	海岸防災課 課長	河原 正夫	
	芦屋市 環境課 課長	富松 正貴	
	明石市 都市局 道路安全室 海岸・治水課 海岸整備担当課長	春海 英樹	
県警	兵庫県警察本部 地域部 地域企画課長	岡村 好文	
県	兵庫県 県民生活部 生活安全課長	立石 裕一	
	農林水産部 水産漁港課長	中岸 明彦	
	土木部 次長	上田 浩嗣	会長
事務局	土木部 港湾課 港湾企画官	藤原 大輔	

2 オブザーバー

市町	尼崎市 河港課 課長	福田 大樹
	西宮市 臨海対策部 部長	坂上 英龍
	花と緑の課 課長	船越 秀史
	播磨町 土木グループ 統括	福本 善夫
	加古川市 建設部 参事	正中 和好
	高砂市 上下水道部長 (港湾担当)	井上 陽介
	姫路市 危機管理室 主幹	井上 大輔
	水産漁港課 主幹	小田 研二
	産業振興課 主幹	藏見 敏正
	たつの市 農林水産課 課長	山内 重憲
	相生市 都市整備課 課長	船曳 直志
	赤穂市 土木課 管理係長	神田 幹雄
	豊岡市 農林水産課 主幹	原田 英生
	香美町 主査	井上 智之
	新温泉町 町民安全課 課長	小谷 豊
	淡路市 商工観光課 主事	登日 裕貴
	洲本市 商工観光課 課長	北岡 秀之
	南あわじ市 水産振興課 主査	向井 聡